

8生都管第546号
令和8年8月31日

公益財団法人諏訪郷友会
高山 猛英 様

東京都知事
小池 百合子



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和8年8月31日から令和13年8月30日まで